

# 誠 直也さん プロフィール

1948(昭和23)年6月25日生まれ。佐賀県佐賀市出身。

高校時代に、ラグビー部の主将・CTBとして全国高校ラグビーに出場し優勝。

大学卒業後、就職が内定していたところに知人のすすめで俳優の道に進む事になり、1971年公開の映画「現代やくざ血桜三兄弟」でデビュー。その後は「菅原文太」に師事して演技に磨きをかけながら東映の映画に出演を続け、「仁義なき戦い」シリーズでは20代の若さながら本職かと勘違いさせるドスのきいた声と眼力で好演した。そんな悪役人生な最中の1973年に、円谷プロ制作の「ファイヤーマン」の主役「岬大介」役に抜擢され、炎の超人ファイヤーマンに変身する子供に優しい熱血漢の役を好演。27〜28歳と30歳目前の1975年には、栄光のスーパー戦隊シリーズ第1作「秘密戦隊ゴレンジャー」にてレンジャーの中のレンジャー「アカレンジャー／海城剛（かいじょう つよし）」役に抜擢され、決断力・統率力・戦闘力に優れた理想のリーダー像を、仲間との軽妙なやりとりや男臭さ抜群の堂々とした立ち振る舞いで好演。

「秘密戦隊ゴレンジャー」以降も、映画にTVドラマに出演して俳優活動を続け、1977年放送開始した刑事ドラマ「特捜最前線」出演。

# だるま二郎さん プロフィール

1951(昭和26)年10月6日生まれ。広島県安芸高田市出身、一宮市在住。

実業団にて柔道の道に進んだがその後歌手を志していた兄の影響で1974年に上京し歌のレッスンを受ける。併設されていた俳優養成所にも入りTVドラマに出演し始める。その後師匠の小島三児によりだるま二郎と命名され数々のTVドラマ・映画・CMに出演。膝や喉に障害を抱えながらも明るく前向きが信条。代表作は秘密戦隊ゴレンジャー（二代目キレンジャー熊野大五郎）、刑事犬カール2（川上訓練士）、あしたのジョー2（マンモス西）、花吹雪はしご一家、土曜ドラマ「松本清張シリーズ火の記憶」など多数。現在はシンガーソングライターの浜野誠と組み、2016年オリジナル曲「見果てぬ夢」をリリース。歌あり笑いありのあったかいライブを志し全国を回っている。



# 司会: 浜野 誠さん プロフィール

横浜生まれ、札幌市中央区出身。1998年にユニットとしてのインディーズデビューをきっかけに音楽活動を開始。その後ソロとなりギター弾き語りでのライブ活動を継続中。横浜のオーセンティックバーGLORY大倉山店での週末弾き語りライブは2017年8月で10年を迎えた。幼い頃からの特撮ヒーロー好きが高じて二代目キレンジャーを演じただるま二郎にオリジナル楽曲を作詞作曲するに至り、以来共に全国をライブ付きイベントで巡っている。

## 誠 直也・だるま二郎 トーク&LIVE in 粟津温泉 申込書

**FAX でお申込みの方は下記をご記入の上、本用紙をご送信下さい ▶▶▶▶ FAX.0761-74-1360**

**E-mail でお申込みの方は下記の内容をお書きの上、ご送信下さい ▶▶▶▶ E-mail : karaya@tabiclub.jp**

お名前	大人	子ども
	人	人
ご住所		
ご連絡先	メールアドレス :	

### 旅行条件書(旅行業法12条4に定める取引条件説明書面及び同法12条5に定める契約書面の一部となります。)

お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

#### 1. 受注型企画旅行契約

この旅行は、(株)旅くらぶ四季彩(以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。また受注型企画旅行業の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件の他、本旅行条件書、及び当社受注型企画旅行契約となります。

#### 2. 旅行申込み及び契約の成立

- お申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は「旅行代金」又は「取消料」「違約料」の一部として取り扱います。
- 当社は、電話・郵便・ファクシミリ・その他通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当社が予約の旨を通知した後、予約申込の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出されない場合、当社はお申込がなかったものとして取り扱います。
- 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し事項の申込書を受領した時に成立するものとします。
- お申込金(お一人様)

旅行代金(お申込金)	旅行代金(お申込金)
30,000円未満 (6,000円)	150,000円未満 (30,000円)
60,000円未満 (12,000円)	150,000円以上 (代金の20%)
100,000円未満 (20,000円)	

#### 3. 旅行代金の支払い

旅行代金は旅行の開始日の前日から起算して13日前にある日より前にお支払いいただきます。

#### 4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した宿泊費、食事代、サービス料  
上記諸費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

#### 5. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止めを得ない時は、お客様に予め当該事由が関係し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。但し緊急の場合において止めを得ない時は、変更後に説明いたします。

#### 6. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても次ぎの場合には旅行代金を変更いたします。利用する運輸機関の運賃・料金等し経済状況の変動等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し旅行代金を増額変更する時は旅行開始日の前日より起算して15日前にある日より前にお客様に通知します。

#### 7. お客様による旅行契約の解除

- お客様は当社定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- お客様は下記に該当する場合は、取消料なく旅行契約を解除することができます。
  - 契約内容の重要な変更が行われたとき
  - 旅行代金が増額改訂されたとき
  - 天災地変、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
  - 当社がお客様に対して別途定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき
  - 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

#### 8. 当社による旅行契約の解除および履行中止

- お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- 次ぎの各一に該当する場合は当社は旅行契約を解除することができます。
  - お客様が当社の予約明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
  - お客様が病氣その他事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき
  - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあること認められたとき
  - お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の14日前(日曜日の場合は4日前)にある日より前にて通知します
  - 天災地変、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
- 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金あるいはお申込金から違約料を差し引いて払戻しをいたします。又本項(2)により旅行契約を解除したときはすでに収受している旅行代金あるいはお申込金を払い戻しいたします。

#### 9. 宿泊機関の取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対してお一人様につき下記のとおり取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

予約人数	取消日					
	当日	前日	3日前	7日前	14日前	30日前
2〜14名様	50%		20%		無料	
15〜30名様	50%		20%		無料	
31〜100名様	70%	50%	20%	10%	無料	
101名様以上	70%	50%	25%	15%	10%	

#### 10. 当社の責任及び免責事項

- 当社は旅行契約の履行にあつては当社の故意又は過失によりましてお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し次ぎのような場合は原則として責任を負いません。天災地変、暴動、運送、宿泊機関の事故もしくは火災、運輸機関の遅延、不通又はこれらと共に生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

#### 11. 特別補償

- 当社はお客様が当旅行参加中に、急病かつ偶然な外来の事故により生命、身体、又は手荷物に被った一定の損害につきまして、当社旅行契約特別保証規定によりあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が第10項の責任を負う事になったときは、この保証金は当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- お客様が手配旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病のほか、手配旅行に含まれない場合で自由行動中の危険な事故によるものであるときは当社は(1)の補償金、見舞金を支払いません。

#### 12. 旅程管理(添乗員等)

当社は、旅行業務の遂行に必要と認めるときは添乗員等は同行いたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要となるクーポン類をお渡しさせていただきますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

#### 13. 旅行条件・旅行代金の準準日

この旅行条件は、2013年7月1日を基準日としています。また、旅行代金は、2013年7月1日現在の有効な運賃・規程を基準として算出いたします。

#### 14. その他

この本文中に定めのない事項に関しては国土交通省認可である当社「旅行業契約(受注型企画旅行契約)」になります。約款をご希望の方は、ご請求ください。